

## JHF 役員選任規約 (2011年役員選任限定)

制定 2002年6月14日 総会  
改正 2003年6月21日 総会  
改正 2008年6月18日 総会

### 第1章 総則

#### (制定趣旨)

第1条 本規約は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下「JHF」という)定款第20条に基づき、JHFの理事及び監事選任に関する手続き、ならびに管理運営組織について定める。

#### (目的)

第2条 本規約は、JHF役員の選任を円滑かつ公正に実施し、JHFの健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (選任方法)

第3条 JHF定款第20条に基づき総会において、理事及び監事を投票により選任する。

第4条 本規約における役員選任の投票権を有する者(以下「有権者」という)とは、当該役員選任公示時のJHF正会員とする。

第5条 役員選任事務は選挙管理委員会が管理運営する。

#### (立候補資格)

第6条 役員への立候補資格は、以下のとおりとする。

(ア) 選挙公示日に有効なJHFフライヤー登録証を有すること。

(イ) 一般社団法人に関する法規並びにJHF定款に定められる理事及び監事についての就任条件を満たしていること。

(ウ) 立候補締切日に住民票所在地の都道府県連盟へ所属していること。

#### (都道府県連盟の推薦)

第7条 都道府県連盟は、役員への立候補希望者に対し、その資格等を判断し推薦を行う。

第8条 都道府県連盟は、本規約の示す基準に照らし、立候補資格のないものを推薦してはならない。

#### (監査)

第9条 JHF監事は、定款及び本規約に基づき違反行為があったと知り得た場合、総会または選挙管理委員会に勧告しなければならない。

### 第2章 選挙組織

#### (選挙管理委員会)

第10条 選挙管理委員会は、委員3名以上5人以下をもって組織する。

第11条 委員はJHFフライヤー会員から公募し、総会で選任する。

第12条 選挙管理委員長は、総会から委嘱された委員の互選により定める。

第13条 委員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

第14条 選挙管理委員会は原則として、役員選挙の行なわれない年のJHF通常総会の日に改選される。

第15条 委員が定員に満たない場合、補充委員の追加選任を総会決議で行うことができる。但し、任期は当該選挙管理委員会の改選までとする。

第16条 選挙管理委員会の選出のための業務はJHF事務局が行う。

(組織運営)

第17条 選挙管理委員会は、委員長が必要と認めた時に委員長がこれを召集する。

第18条 選挙管理委員会は以下の管理運営を目的とし事務執行する。

(ア) 役員選任に関する日程を確定し、役員選任告知、立候補受付、立候補者公示、投票ならびに開票、集計などに関する事務を行うこと。

(イ) 立候補者が役員最大定数(理事9名、監事2名)を超えない場合、それぞれに立候補者信任投票を行う決定をし、有権者に告知すること。

(ウ) 有権者数、投票者数、各立候補者の得票などの選挙結果を有権者に告知すること。

(エ) 投票の結果に基づく役員当選者の発表を行うこと。

(カ) 上記に付帯する一切の事務を行うこと。

第19条 JHF事務局は、選挙管理委員長から役員選任に関する庶務の要請があった場合、その業務を行わなければならない。

第20条 選挙管理委員会の議事については議事録を作成保管し、閲覧可能なものとしなければならない。

(立候補者の基準)

第26条 補欠役員の選任においては、該当任期のそれまでの信任投票において不信任となつた旧立候補者は立候補できない。

第27条 過去3年以内に、JHF定款第21条(2)により役員解任された者は、立候補資格を有しない。

(推薦の基準)

第28条 都道府県連盟は、立候補者への推薦にあたり、人格、識見等当該役職にふさわしい者であることに留意しなければならない。

第29条 推薦は、立候補に必要な書類を審査し、JHF定款の定めに適合することを確認した者に与えるものとする。

第30条 都道府県連盟に推薦規約等がある場合、それに従った推薦可否判断を行うことができる。但し、その推薦規約等の文書は当該役員選任の公示以前に明文化され、都道府県連盟会員に公示されていなければならない。

第31条 立候補希望者の推薦を不可とした場合、都道府県連盟は速やかに当人宛てにその理由を明確に示した文書で通知しなければならない。

第32条 都道府県連盟は、役員立候補推薦拒否の目的で、JHFフライヤー会員の自連盟への所属を拒否してはならない。

第33条 都道府県連盟は、公示された役員選任日程に照らし、推薦を求める立候補希望者の推薦可否判定ならびに結果通知を不当に遅らせてはならない。

第4章 役員選任

(役員定数)

第34条 理事及び監事の役員最大定数は以下のものとする。

(ア) 通常の改選期役員選任では、JHF定款第19条に定める、理事9名監事2名を

役員最大定数とする

(イ)補欠役員選任においては、役員現在数と定款による役員最大定数との差分人数を補欠役員選任最大定数とし、役員選任公示に示すものとする。

第35条 役員最小定数は、理事6名、監事1名とし、役員最小定数を割る場合には、補欠役員選任を行う。

(選挙公示)

第36条 選挙管理委員会は、役員選任に関する以下の日程を決定し公示する。

- (ア)役員選任公示日(原則として、投票日の10週間前頃とする)
- (イ)立候補締切日(原則として、投票日の5週間前頃とする)
- (ウ)立候補者公示日(原則として、投票日の3週間前頃とする)
- (エ)投票日(原則としてJHF総会当日とする)

第37条 役員選任日程は公示前に、JHF理事会に通告するものとする。

第38条 役員選任公示日には、都道府県連盟に以下の書類を送付する。また、立候補を希望するJHFフライヤー会員がJHF事務局を通じて直接入手できるようにする。

- (ア)役員選任公示書
- (イ)立候補手続きの解説(事務処理の流れ)
- (ウ)本規約の写し
- (エ)立候補届用紙
- (オ)立候補意思表明書用紙

第39条 役員選任は選挙管理委員会の告知に従って実施される。

第40条 役員選任事務に関する重要事項は、JHFの広報手段を通じてJHFフライヤー会員に公開するものとする。

(立候補手続き)

第41条 立候補に必要な提出書類は以下のとおりとする。

- (ア)立候補届(選挙管理委員会が定めた書式で、理事監事の別を示し下記を含むもの)
  - 1 正面写真(無帽、サングラス不可)
  - 2 経歴欄(年齢、学歴、職歴、JHFに関する役職歴など)
  - 3 所属都道府県連盟の推薦欄

(イ)立候補意思表明書(800字以内で、所定のフォーマットの電子データでも可)

(ウ)役員選任公示日に有効であるJHFフライヤー会員証コピー

(エ)役員選任公示日以降に発行された住民票(推薦都道府県連盟の所在と一致するもの)

第42条 全ての書類は、立候補締切日までに選挙管理委員長まで提出されなければならない。

第43条 書類の提出を郵便で行う場合、立候補締切日の消印を有効とする。

第44条 選挙管理委員会は、立候補締切日よりJHF事務局の4営業日前に書類の事前判定日を設ける。

第45条 事前判定日までに提出された立候補届については、その不備が判明した場合立候補希望者に通知し立候補締切日まで事務的な修正を受け付けるものとする。

第46条 前条の取り決めにも関わらず、立候補届不受理となった場合、選挙管理委員会はその責を負わない。

第47条 選挙管理委員会は、書類審査の結果立候補届の受理ができなかった場合、個人情報に配慮の上それを都道府県連盟に報告しなければならない。

第48条 立候補締切日以降の立候補者の辞退は認めないものとする。但し、以下に該当する場合を除く。

(ア) 健康上の理由で選任後も役員としての役務を全う出来ないと認められるとき。

(イ) 立候補資格を失う事由が生じたとき。

(役員選任事務)

第49条 立候補者公示日には、都道府県連盟に以下の書類を送付する。また、立候補者の氏名、推薦都道府県連盟名、ならびに立候補者の写真及び立候補意思表明文をJHFフライヤー会員に公表するものとする。

(ア) 立候補者公示書

(イ) 立候補者全員の立候補届の写し

(ウ) 立候補者全員の立候補意思表明書の写し

第50条 立候補者数が当該役員選任における役員最大定数を超えない場合、選挙管理委員会は投票日に立候補者信任投票を行う決定をし、立候補者公示とともに有権者に告知する。

第51条 選挙管理委員会は、立候補者公示と同時に投票場所(原則としてJHF通常総会会場)ならびに投票方法について、有権者に通知しなければならない。

第52条 役員選任の投票は投票日に即日開票し、選挙管理委員長は開票結果を総会の場で速やかに発表しなければならない。

第53条 開票には正会員の立会人を複数名置く。

(投票)

第54条 有権者は、投票日に定められた投票場所で投票を行う。但し、出席できない正会員の委任代理投票は認めないが、書留郵便による不在者投票を行うことができる。

(ア) 投票用紙はJHFホームページからダウンロードしたものを使用し、投票用紙在中と明記する。

(イ) 投票用紙は投票日の前日までにJHF事務局に届いたものを有効とする。

(ウ) 選挙管理委員会はその投票用紙を開封せずに保管し、役員選任時に開封する

第55条 有権者は、投票用紙に記載された立候補者の内、役員最大定数もしくはそれ以下のものに投票を行う。

第56条 有権者は立候補の推薦を与えた候補者に対して、投票をする義務を負わない。

第57条 役員最大定数を越えて記入された投票および投票人の名前が記載された投票は、これを無効とする。

第58条 疑問の生じた投票用紙の取り扱いならびにその有効無効の決定は、選挙管理委員会が行う。

第59条 得票数が同数で一部当選者を確定できない場合、該当立候補者のみを対象に再投票して当選者を確定する。

(ア) 再投票は役員選任の行われた総会の中で、再投票の時点で総会に出席している正

会員の投票により行う。

(イ) 再投票の結果、得票数が同数で最終的な当選者を確定できない場合には、該当立候補者を対象に抽選を行って当選者を確定する。

(当選)

第60条 当選に必要な最低得票数は、有効得票数の過半数以上とする。

第61条 信任投票においては、有効得票数の過半数以上ある者をすべて当選者とする。

第62条 理事の選挙においては選挙公示における役員最大定数までの上位得票者を当選者とする。但し、通常改選期選挙においては、以下の順に当選者とする。

(ア) 男女各2名の上位得票者。

(イ) 残る立候補者のうち(ア)の該当者を含め役員最大定数に達するまでの上位得票者。

第63条 監事の選任においては役員選任公示における役員最大定数までの上位得票者を当選者とする。

(当選者の無効)

第64条 選挙管理委員会は、JHF定款第20条3項及び第20条4項に定められた理事数の比率構成をまもるため本規約の基準に従って当選者の判定をするものとする。

第65条 理事の当選者が、いずれか一名とJHF定款第20条3項または4項に定められた関係にあると認められる場合、その合計数が理事現在数の3分の1以内となるまで、得票数の低いものから順に選任資格からはずれ、次点の者が繰り上がることとする。

第66条 前条の規定により、繰り上がるべき次点の者が無くなり、それでもなお3分の1以内とならない場合、役員最大定数を割って当選者数を減少させるものとする。

(補填)

第67条 選任理事数が5名以下となった場合、JHF定款第27条4項の定めに基づき役員最小定数の不足数を現任理事より補填するものとする。補填理事の選出は選挙管理委員会が総会に諮り総会が決定する。

第68条 監事を選出できなかった場合、理事と同様に後任者選任まで最低一名が職務遂行しなければならない。補填監事の選出は選挙管理委員会が総会に諮り総会が決定する。

第69条 補填理事及び補填監事は補欠役員選任により後任者が選任されるまで、JHF定款第27条の4に従い職務遂行しなければならない。選挙管理委員長はこの旨総会に報告し補欠役員選任開始の告知をするものとする。

(補欠役員選任)

第70条 理事の当選者が役員最小定数を下回った場合、ならびに任期途中の理事総数がやむを得ない理由により役員最小定数を下回った場合は、選挙管理委員会は補欠役員選任を行なわなければならない。

第71条 監事の当選者がない場合ならびに任期途中やむを得ない理由により役員最小定数を下回った場合は、選挙管理委員会は補欠役員選任を行なわなければならない。

第73条 補欠役員選任の手続きは、本規約に定める役員選任と同一のものでなければなら  
ない。

第74条 原則として補欠役員選任は書留郵便によって行う。この投票は総会開催時と同等  
の効力を有する。

第75条 任期中のJHF役員のやむを得ない事由により補欠役員選任の必要な状況になっ  
た場合理事会の報告に基づき、選挙管理委員会は速やかにその旨の告知を行な  
い補欠役員選任の日程を決定する。

(規約の変更)

第80条 この規約の変更はJHF総会の決議を必要とする。

(付則)

第81条 削除

第82条 選挙管理委員会の旅費日当は費用支出ガイドの常設委員会に準拠させる。

第83条 削除

第84条 削除

附則

(実施の時期)

本規約は2002年6月14日から発効する。

本規約の一部改正(見出し、第1条、第2条、第4条、第8条、第9条、第38条の(ウ)、第64条、第73条、第79条、第80条の条文見出しと条文、第83条、第84条、)は、2003年6月21日から発効する。

本規約の一部改正(第1条第4条第10条第14条第15条第18条第25条第27条第34条第35条第36条第50条第51条第53条第54条第57条第59条第60条第61条第62条第63条第66条第67条第70条第71条第72条第74条第76条第78条第81条第83条第84条)は2008年6月18日から発効する